

大内南小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

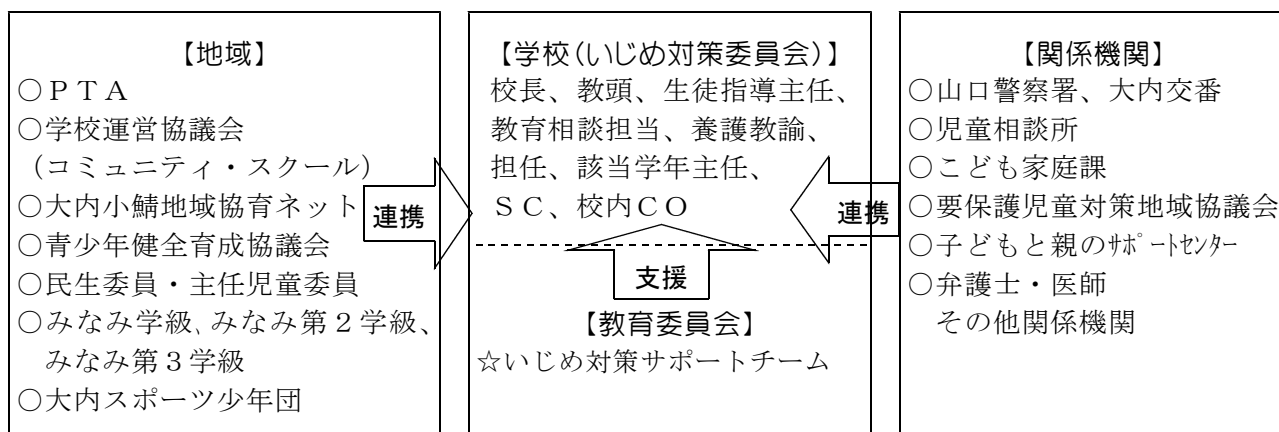
人とのつながりや、やりがいを求めながら たくましく生き抜く大内南っ子の育成

【チャレンジ目標】

「笑顔であいさつ」、「だまって掃除」

【目指す子ども像】

- ・ 笑顔でやり抜く元気な子
- ・ 誰とでも温かく助け合う子
- ・ 自分から興味をもって学ぶ子



【いじめの防止】

学校は、いじめ防止に向けて、児童が、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

- ① 生徒指導・教育相談の充実・強化
- ② 児童間の人間関係づくり
- ③ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
- ④ APFYの5つの視点に基づく授業づくりの推進
(安心・安全、課題設定、ルール、コミュニケーション、達成感)
- ⑤ 家庭・地域社会との連携
- ⑥ 校種間連携の充実

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ② 生活アンケート(週1回)や楽しい学校アンケート・Fit(年間3回)等で児童理解を図る。
- ③ 日記・振り返りノート等での人間関係づくりに努める。
- ④ 児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ⑤ 病気以外の理由で欠席の続く児童への対応(家庭連絡、家庭訪問)をし、実態を把握する。
- ⑥ 「不登校早期対応カード」を利用し、不登校傾向児童への早期対応と情報共有を図る。

【いじめに対する措置】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①第一通報者から事実確認

- ・通報者の思いへの共感的理解と事実確認

②「いじめ速報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

[いじめを把握した教職員] → [担任]
→ [生徒指導主任・教育相談・学年主任] → [校長・教頭]

- ・生徒指導主任は教育委員会に「いじめ速報カード」で報告
- ・学校長は市教委に報告（電話）

③「いじめ対策委員会」の開催

- ・情報集約、情報共有
- ・児童・保護者への対応方法の検討・確認
（被害児童・加害児童・観衆・傍観者等）
- ・状況に応じて、関係機関等との連携

④当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・被害児童、加害児童及び周囲の児童から聴取（複数の職員で対応！）

⑤職員会議の開催（必要に応じて）

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担

⑥児童、保護者への対応

- ・被害児童、保護者への指導・支援
共感的理解、ＳＣ等による適切な助言及び心のケア
家庭訪問（複数の職員で対応！）
緊急避難（相談室、保健室、欠席）
- ・加害児童、保護者への指導・支援
謝罪について、ＳＣ等による適切な助言及び心のケア
家庭訪問（複数の職員で対応！）
- ・学級（周囲の児童）への指導・支援
- ・関係機関等との連携

⑦「いじめ続報カード」による報告

- ・いじめの認知から３ヶ月経過した際に、継続して支援するか、いじめ解消かを市教委へ報告する。

<取組の計画>

4月	学校基本方針の確認 学級懇談会	<p>○週に1回「いじめふりかえりチェック」を実施し、担任は気になる児童を把握し話を聞く。 ※「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもち、行き過ぎた「いじり」や「からかい」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。</p> <p>○年間に3度、「楽しい学校アンケート・Fit」を実施し、担任が全児童と面談をし、理解する。</p> <p>○学期に1度、全教員で「みんなで見守る会」を実施し、配慮を要する児童の共通理解をする。</p> <p>○毎月1～2回、教育相談を行い、SCに悩みを相談したい保護者、子どもを募る。</p> <p>○月に1回、学校便りを発行し、保護者、地域のまもり隊に、学校の様子や方針を伝える。</p> <p>○毎月、生徒指導部会を行い、各学年の様子を伝え合い情報交換をする。</p> <p>○職員会議や職員連絡会の中で、気になる児童を伝え合い、共通理解をする。</p> <p>○学校評価アンケートを実施し、保護者や地域に結果を公表するとともに、指導の改善に努める。</p> <p>○学校運営協議会は、いじめ対策委員会を兼ねる。(SCを招く。)</p>
5月	P T A総会 (学校基本方針の説明) 学校運営協議会	
6月	学級懇談会 校内委員会(みんなで見守る会を含む) 楽しい学校アンケート・Fit 教育相談	
7月	個人懇談会 学校評価アンケート 教育相談	
8月	校内研修会 学校運営協議会	
9月	教育相談	
10月	いじめ防止・根絶強調月間 人権にかかわる授業参観日・講演会 楽しい学校アンケート・Fit 教育相談	
11月	校内委員会(みんなで見守る会を含む) 教育相談 学校運営協議会	
12月	全校集会(児童会主催) 人権週間 個人懇談会	
1月	楽しい学校アンケート・Fit 教育相談	
2月	学級懇談会 学校運営協議会 校内委員会(みんなで見守る会を含む) 教育相談	
3月		